

介護保険事業所 各位

堺市長寿社会部 介護事業者課長

介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（通知）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)」等の改定に伴い、令和6年4月改定の対象となった加算項目等については、4月1日以降の算定にあたり改めて届出を行う必要があります。

つきましては、下記により提出をお願いします。

(なお、本通知は令和6年3月1日現在の事業所に通知しています。既に廃止届等の手続きを行っている場合に本通知が到着したときは行き違いですのでご了承ください。)

記

1 今回提出対象ではないサービス

- ・居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション
理由:令和6年6月改定につき、今回の届出対象ではないため。後日、改めて通知します。
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売
理由:報酬改定で届出対象項目がないため

2 今回提出対象サービス

上記1以外のサービス

ただし、今回の報酬改定に伴う加算等の変更がない場合は、提出不要です。提出がない事業所は「加算なし」として国保連合会に情報連携します。

3 提出期限

令和6年4月1日(月) ※期限厳守(当日消印有効。必ず消印が確認できる状態で提出してください。)

4 提出書類、提出要領

- ① 介護給付費(第1号事業給付費)算定に係る体制等に関する届出書(改定用)
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)
- ③ 誓約書(改定用)
- ④ 返信用定型封筒(84円切手貼付・宛先記入)

(注1) 提出書類は堺市ホームページよりダウンロードしてください。

堺市ホームページ

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等の確認について

<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/jigyo/jigyosha/17752120240301191357403.html>

(注2) 「介護給付費(第1号事業給付費)算定に係る体制等に関する届出書(改定用)」には、届出者欄(法人情報)・事業所名称・事業所所在地・事業所番号を必ず記入してください。また、電話での問合せに対応できるように、担当者欄も必ず記入のうえ、提出書類は控え(写し)をとっておいてください。

(注3) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」には、今回改定のあった項目(新設・加算区分等の変更分)のみを記載し、それ以外は灰色に塗りつぶしているため、灰色部分について変更がある場合(要件のみ変更の加算項目について加算区分に変更がある場合

等)は、別途堺市ホームページより通常の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(参考様式8)」を出力し、変更箇所のみ記入し併せて添付してください。

(注4) 誓約書(改定用)の署名欄には、法人の所在地、法人名称、法人代表者職氏名を記入してください。(法人代表者職名の記入漏れが多数散見されます。注意してください。)

(注5) 返信用定型封筒は 84 円切手を貼付し、宛先を必ず記入しておいてください。算定届を受け付けた場合には①②の写しを返信用定型封筒に入れて送付します(受理通知に代わるものです)ので、必ず返信用定型封筒を添付して提出してください。返信用定型封筒が送付されない場合は、写しの送付はできかねます。返信時には内容に誤りがないか念のため再度確認してください。

5 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出してください。

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 長寿社会部 介護事業者課 指定係 宛

※「令和6年度報酬改定に係る加算届 在中」と明記してください。

6 その他

令和6年度介護報酬改定・基準改正に関するご質問につきましては、ご質問が多数寄せられることが想定されますので、ご質問はメールでの受付のみとさせていただきます。介護事業者課アドレス kaiji@city.sakai.lg.jp、もしくは堺市ホームページの介護事業者課メールフォームよりご質問ください。(電話でのご質問には対応いたしかねます。)

メールでのご質問の際は、以下の内容を必ず記入してください。

件名：令和6年度介護報酬改定・基準改正の質問

1. サービス種別
2. 事業所名称
3. 事業所番号
4. 担当者名
5. 連絡先(メールアドレス、電話番号)
6. 質問内容(できるだけ具体的に記載してください。)

いただいたご質問は内容を精査し、国の通知等を踏まえた上で回答させていただきます。そのため回答に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、今後、国から示される通知・留意事項通知及びQ&A等について、堺市ホームページ、厚生労働省ホームページで必ず確認していただきますようお願いいたします。加算の要件に該当すると判断し届出をした後、国等からの通知で要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに加算の取下げを行ってください。

届出担当

○堺市長寿社会部介護事業者課指定係

e-mail kaiji@city.sakai.lg.jp

TEL 072-228-7348

郵送にあたり、よろしければお使いください。

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 長寿社会部 介護事業者課 指定係 宛

※令和6年度報酬改定に係る加算届 在中